

MEIJIMURA

Vol.94 2018 Winter
明治村だより



Contents

修理工事がまもなく竣工します

特集 長崎居留地二十五番館	2
冬の催しもの	5
語り継ぐ建築 人物編	5
A La Meiji-mura	6
MEIJIMURA TOPICS	裏表紙

M E I J I M U R A T O P I C S

『阿川村長と観る! 日本の古典芸能「地唄舞」を開催

11月18日、『阿川村長と観る! 日本の古典芸能「地唄舞」を開催しました。公演当日は、阿川佐和子村長と演劇評論家の渡辺保氏による対談形式の解説のあと、地唄舞・神崎流四世家元の神崎えんさんによる舞が披露されました。会場となった呉服座では、事前の応募で集まった見学者は、三味線の調べと共にしっとりとした優艶な舞に魅了されました。

機械館のリニューアルオープン記念式典を開催

鉄道寮新橋工場・機械館の常設展示がリニューアルされ、10月6日から公開されました。公開初日には、オープニングセレモニーを開催し、織維機械の整備でご協力をいただいたトヨタ産業技術記念館の飯島修館長と明治村の三好所長によるテープカットを実施しました。今回整備した機械については、実演やメンテナンスを兼ねた動態展示を行っていく予定です。

博物館明治村 協賛会員 募集案内

博物館明治村では、歴史的建造物の修繕や展示など村内整備の充実を図るため広く皆様のご支援を募っています。

1. 法人会員の種類と会費 (各1口あたり、消費税込)

- 一般会員 10万円
- ゴールド会員 100万円

2. 会費の使途

明治村で展示・保存されている建造物の修繕や、村内の整備など公益目的の事業費に充てさせていただきます。

3. 会員期間

- 入会日より1年間
- (入会月の翌年当期末日まで)

4. 会員の特典

- 会員証(記名式)の発行
- 招待券の贈呈
- 刊行物等の贈呈
- 芳名の掲示
- 法人名の銘板付きベンチの設置 (ゴールド会員のみ)

5. 問い合わせ先

公益財団法人明治村 協賛担当
住所:〒484-0000
愛知県犬山市字内山1番地
TEL:0568-67-0314
E-mail:meiji-info@nrr.meitetsu.co.jp

協賛会員 (平成30年11月15日現在)

敬称略・五十音順

ゴールド会員

矢作建設工業株式会社

一般会員

株式会社アイチケン	アサヒ飲料株式会社	アサヒビール株式会社	伊藤忠商事株式会社
株式会社魚津社寺工務店	株式会社NTTファシリティーズ	鹿島建設株式会社	キリンビール株式会社
サッポロビール株式会社	サントリーコーポレートビジネス株式会社	清水建設株式会社	ソフトバンク株式会社
大日本印刷株式会社	株式会社竹中工務店	中京テレビ放送株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
名古屋ダイヤモンドルフィンズ株式会社	名古屋トヨペット株式会社	一般社団法人ナゴヤハウジングセンター	西日本電信電話株式会社
株式会社日建設計	ビジネスコミュニケーション株式会社	株式会社日立製作所	株式会社ファミリーマート
ブリヂストンタイヤジャパン株式会社	三菱電機株式会社	名高土木株式会社	名鉄E Iエンジニア株式会社
名鉄環境造園株式会社	名鉄ビルディング管理株式会社	株式会社ヤシマキザイ	株式会社ローソン



「明治はるあき
—明治の灯—」
前田守一画
平成8(1996)年

2018年 12月							2019年 1月							2019年 2月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5						1	2
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	31			24	25	26	27	28		
30	31																			

平成30年12月10日発行
「明治村だより」第94号(平成30年冬)

発行 博物館明治村
〒484-0000 愛知県犬山市内山一番地
電話 (0568) 67-0314
http://www.meijimura.com

製作 大日本印刷株式会社

「明治村だより」第95号発行のお知らせ
発行時期 平成31年3月中旬(予定)
申込方法 「明治村だより」第95号ご希望の旨及びご住所・お名前を明記の上、送料(含発送手数料)140円とともに現金書留にてお申し込み下さい。

■は林村日
■は「きらめき 明治村」開催日(19:30まで延長開村)



平成27年修理前外観
左:本館、右:別館

長崎居留地二十五番館 修理工事がまもなく竣工します

3丁目31番地に建つ長崎居留地二十五番館は、保存修理工事のため、平成27年(2015)12月より閉鎖されていましたが、平成31年春、工事は予定通り完了する見通しです。

長崎居留地二十五番館以下、「二十五番館」と略記)は、本館・別館の二棟から成り、本館は明治二十二年(一八八九)年、別館は明治四十二年の上棟です(写真1)。



写真1 棟札 本館(左)と別館(右)

二棟はともに平屋建ての木造洋風住宅で、昭和四十一(一九六六)年に解体され同年明治村に移築されました。「二十五番館」という名称は、この建物が長崎の旧外国人居留地の南山手二十五番地に建っていたことに由来します。

明治村に移築されて以降、建物は根本的な修理がなされなままでしたが、劣化・破損が進んでおり、お客様の見学にも支障をきたしていたため、修理が計画されました。なお、修理の概要については、「明治村だより」第86号(平成28年冬)でも触れましたので、併せてご覧ください。

二十五番館は、本館・別館ともに、外壁は下見板張ペンキ塗仕上げ、屋根は棧瓦葺き、寄棟造で煉瓦積みの煙突を備えています。本館は正面と両側面にペランダが廻り、軒蛇腹、ペランダを支える柱上部の腕木などの外観の特徴とともに、上げ下げ窓、暖炉などを備え、純粋に西洋風意匠が志向されていることがうかがえます。一方、別館は本館にはない和室を備え、和室に面して縁側もありま



写真2 瓦上の漆喰の施工状況

「見える」部分
修理後の建物のお披露目は、春までお待ちいただかなければなりません。一足先に見所をかいつまんでご紹介しましょう。

「見える」部分

修理後の建物のお披露目は、春までお待ちいただかなければなりません。一足先に見所をかいつまんでご紹介しましょう。

① 屋根と漆喰

四丁目芝生広場付近から二十五番館を遠望すると、瓦葺きの屋根にいくつも白い筋が引かれているのが見えます。これは、瓦の表面に漆喰を棒状に塗り盛ったものです。長崎地方の瓦葺きの建物にはそのような事例が多く、二十五番館にも同じような漆喰が塗られていたことが、居留地時代の古写真からわかっています。この漆喰は、本来は瓦が強風により飛ばないように押える目的があったようです。

今回の修理前には、瓦上の漆喰はほとんど剥落してしまっていたので、瓦をすべて葺き替えるのに併せて、屋根の漆喰を新たに塗り直す工事を行いました(写真2)。

修理後の建物をご覧いただく際には、さながら本物の木目のような、精緻に描かれた杢目塗の仕上がりを目指してまいります。

③ 基礎の石材補修

本館・別館とも、外周の基礎は切石二段積みで、それぞれ建物が建てられた当初の石材が多く残っていました。しかし、明治村への移築前から石材は大半の部分が表面が剥離した状態でした(写真6)。

基礎石の修理にあたって、まず洗浄した後、脆弱な部分を石の本体に接着するためのモルタルを流し込みました(写真7)。次に、当初の石材と近い色の石を砕いた粉を混ぜたモルタルを、剥離や欠落



写真6 本館(上)と別館(下)の基礎石の修理前状況

「見えない」部分
次に、修理工事完了後には隠れてしまっている、通常はご覧いただけない部分の修理のポイントを紹介します。

「見えない」部分

次に、修理工事完了後には隠れてしまっている、通常はご覧いただけない部分の修理のポイントを紹介します。

① 耐震補強

耐震補強を考慮するにあたり、耐震診断が必要です。まずボーリング調査で地盤の状況を調査し、その前提の下、耐震診断の計算を行い、どこに、どのような補強が建物に必要なかについて、次のような補強案を策定しました。

1、小屋組における鉛直・水平面の補強として、補強梁を入れ、鉛直面には、要所に筋違や方杖を追加する(写真8)。



写真8 本館小屋組の耐震補強

そのため、修理前の建物の姿をご記憶の方にとっては、外観の印象が一変するかもしれません。

② 杢目塗の塗装

石敷きの通路から石段を上り、本館正面のペランダに立つと、扉や鏡戸、上げ下げ窓など、建具や建具枠の木目が目に付きます。実はこの木目は塗装で描かれたものなのです。このように、塗装により人為的に木の木目を描き、これを表面の仕上げとする技法を「杢目塗」と呼んでいます。

二十五番館が明治村に移築された際には、不完全ながら杢目塗が施されていますが、今回の修理に際して調査したところ、本館室内の扉の一ヶ所、新しい時代の塗膜の下から創建時のものと考えられる杢目塗が発見されました(写真3)。

それにより、本来の杢目塗の工程について、詳細に把握することが可能になり



写真3 本館扉で発見された古い杢目塗



写真5 杢目塗の復原に使った道具

具もしくは蒔絵筆のような細い筆で、木の晩材にあたる濃い茶色の線を引き、杢目を描くというものです。

修理にあたり、すべての建具廻りで古い杢目塗が良い状態で残っているわけではなかったため、大半の箇所では杢目塗を新たに復原する必要があります。どのような道具を使えば、古い杢目塗に近づけることができるか、実際に施工する塗装業者さんのご協力を得て、試行錯誤を重ねました(写真4、5)。



写真4 杢目塗復原の施工状況。均一に塗られた下地に晩材の線を描いている様子(左)と完成(右)

ました。まず下地の黄色ないし黄土色といった、明るめ色を均一に塗ります。その上で、櫛状の道

- 2、地震など水平方向の力に耐えるのに必要な壁(耐力壁)は、別館で全体的に不足しているため、既存の壁の木摺下地を構造用合板に変更する(写真9)。
- 3、石積基礎には、鉄筋コンクリート造補強基礎梁を増設し、別館では加えて、床下に鉄筋コンクリート造補強土間を新設する。
- 4、部材同士の接合を補強する金物を設置する(写真10)。

建物の耐震補強は、生命を守るために必要不可欠です。しかし、補強を取り付けるには、一旦壁面を解体する必要があります。補強を取り付ける部材にも、ビスによる穴を開けることとなります。つまり、それだけ建物本体を傷めることになるため、補強部材や金物を取り付ける箇所がなるべく少なく済むよう、検討を重ねました。加えて、建物の有する雰囲気や損なわないため、補強金物が室内に現れずに収まるよう、一点一点の金物について、詳細な設計を施しました。

② 床組の取り替えと床下の環境改善
二十五番館の床下では、土間から上がる湿気が著しい状況でした。このため、建物の足元廻りの木部がひどく腐朽しており、湿潤な環境ゆえシロアリの被害も確認されていました。地面から床を支える部材は、創建時のものが概ね残っていたものの、必要な強度を満たさない部材も多く、必要に応じて新しい木材と取り替える判断を下しました。もちろん、本来の部材を可能な限り残すことは大原則です。
また、床下土間に耐震補強として設置



写真9 構造用合板を設置するため解体された別館内部壁面



写真10 耐震補強金物の一例。柱・土台・基礎を緊結する



写真11 本館床下の修理前(上)と修理後(下)

するコンクリートと併せて、地表からの湿気を抑える防湿シートを床下全体に設置し、床下環境の改善を図りました(写真11)。

三、おわりに 保存修理を経た 二十五番館

「なぜ、文化財建造物の修理工事にこれほど年月がかかるのですか」と、よく尋ねられます。理由はいくつもあります

が、一つには一般的な建物の改修工事のように、単に劣化部位を新調するだけにとどまらず、工事と並行して、実際に解体しなければわからない事項の調査と、記録作成の作業が挙げられます。そうした調査から、その建物の価値の再定義につながる新たな事実が発見され、修理の方法を見直すこともあります。

今回の二十五番館の修理では、これまであまり把握されていなかった点ですが、建物が当初建てられた際に大工が記した番付(建物を組み立てる際に、部材の位置や部材同士の組み合わせを把握するための記号、写真12の墨書や、寸法の基準となる墨線が多く残っている)が確認されました。これにより、創建時どのように建物の骨組みが考えられたかが見えてきました。たとえば、本館の小屋組は、建設途中、当初の設計には含まれていなかった梁や小屋束を追加したらしいことが明らかになりました。さらに別館が増築された際、本館にどのような変化が加えられ



写真12 本館床梁上面に記された「五拾七」の番付墨書。この床梁と組み合う柱番号を示す

たかも判明しました。

今回の修理を通して明らかにしたこと踏まえ、二十五番館の価値は、次のように要約できるでしょう。

- 1、わが国における近代の木造構造技術の発展過程を、単体の建物だけでなく、一連の二棟の建物から知ることができる珍しい事例であること。
- 2、空目塗という、明治時代の洋風建築に導入された塗装技術の、技法的実態がうかがえる資料を内包している建物であること。また、これを根拠として塗装の仕様が再現することで、空目塗が醸す本来の空間が復原されていること。

文化財建造物には、その創建時から今日に至るまでの歴史が蓄積されており、それを慎重に読み解くことで、実にさまざまなことがわかってきます。また、新たな発見がさらなる謎を呼び、まるで建物から挑戦状を突きつけられているかのようです。今回の二十五番館の修理を通して、その挑戦に立ち向かえたのは、貴重な機会でした。これには、このタイミングを逃せば、二度と目の見えないかもしれない痕跡を、一つとして取りこぼすことのないようにとの緊張感が伴います。

ともあれ、修理後の二十五番館を訪れるお客様には、まずは旧外国人居留地に建つ洋風住宅のもつ、穏やかで明るい雰囲気を感じ、上質な時間を過ごしていただくことを願っています。ここにお客様をお迎えできることを楽しみにしております。

志を広める赤十字幻燈

●4丁目35番地
日本赤十字社中央病院病棟



日本赤十字社は、明治十(一八七七)年に佐野常民と大給恒の両元老院議員(注1)によって設立された博愛社がその前身です。

二人は西南戦争の折、傷病兵の救護の必要性を痛感し、ヨーロッパにある赤十字と同様の救護団体を作ろうと思いいちました。明治十九年に日本政府がジュネーブ条約(注2)に加入したことに伴って、翌年名称を日本赤十字社と改称しました。

赤十字社は戦時救護が活動の中心でしたが、明治二十一年の磐梯山噴火で日本赤十字社が世界初の災害救護を行いました。これが、契機となり赤十字は戦時と災害救

助などの平時の二つが救護活動の柱となります。

十二月十六日まで開催中の特別展では、日本赤十字社の使命、活動を各地に広めるために使用された「赤十字幻燈(注3)」を展示しています。ここではその内容や歴史を取り上げます。

明治二十三年の七月十四日に、日本赤十字社の常議員で陸軍軍医総監であった石黒忠恵(後の第4代社長)は、芝離宮(旧芝離宮恩賜庭園)で夫人の久賀子と共に、皇太后と皇太子の御前で日本赤十字社の活動を紹介する演説を行い、その内容を基に「赤十字幻燈」が製作されました。

幻燈についての解説は明治二十四年出版の「赤十字幻燈」が最初で、事業の拡大に伴い、都度改訂がなされました。

明治三十一年の「補訂 赤十字幻燈演説」によると明治二十三年の幻燈は二十四枚で、日本国内の活動事例が少ないため、主にヨーロッパの赤十字社の活動が紹介されていました。明治二十七年以降、演説は上段と下段の二部に分れ、上段の前半は赤十字社の創立者アンリ・デュナン、白衣の天使と呼ばれた看護士フローレンス・ナイチンゲール、そして赤十字旗を通し、ヨーロッパ赤十字社の成り立ちとその使命を紹介しています(図1)。

後半では、台湾での活動や明治天皇、昭憲皇太后の大阪臨時病院への臨幸、博愛社の仮病院、日本赤十字社病院、当時社長であった佐野常民といった、日本赤十字社の現状やゆかりの人物について紹介されています(図2)。

下段の前半は、朝鮮、中国での活動を紹介します。赤十字の主旨である敵味方にかかわらず、患者を厚く敬愛する実例が取り上げられています(図3)。

後半は広島予備病院での活動を紹介します(図4)。「一瓢の水にて傷者の喉を潤す」(図

5)という幻燈で、政治、社会的立場に関係なく、傷者の救助に真心を尽くすべく活動が使命であることを再強調し、明治天皇と昭憲皇太后のご真影(図6)で終了します。

現在はスライドを使つてのプレゼンテーションは一般的になっていますが、その前身である幻燈機は明治時代になって普及し、同二十年代には幻燈ブームもみられました。今回紹介した「赤十字幻燈」はその内容だけではなく、当時の最先端技術を利用して、日本赤十字社の事業を国内に広めた貴重な資料でもあります。

注1 明治時代初期に存在した日本の立法機関・元老院(明治八(一八七三)年)を組織した議員。華族・官吏・学識者の中から勅任されました。

注2 戦地軍隊における傷病者の状態の改善に関する条約、または赤十字条約とも呼びます。

注3 資料名であるため「燈」を使用します。

参考文献 一八九一「赤十字幻燈」日本赤十字社
一八九八「補訂赤十字幻燈演説」四版
日本赤十字社
画像提供 日本赤十字社長野東支部

道場の規約と武術の近代化

●4丁目34番地 第四高等学校武術道場「無声堂」



明治二十(一八八七)年に開設された第四高等学校(現在の金沢大学)の創立三十周年の記念として、大正六(一九一七)年に第四高等学校武術道場「無声堂」が竣工しました。昭和四十五(一九七〇)年に明治村へ移築されて以降、剣道や弓道などの練習や大会の会場としても多くの方々に親しまれている武術道場です。

建物内の柔道場と剣道場の境目あたりに、うっすらと文字が判読できる木製の板が掲げられています(写真1)。この木製の板には、無声堂を利用する際の規約が記されています。この規約は、無声堂が竣工した大正六年に定められたもので、全部で十の規約が記されています。現在当館で展示中の規約看板は文字の判読が難しいため、石川県金沢市にある石川四高記念館に展示されている、金沢大学資料館所蔵の規約の看板から、その内容を書き起こしてみま

すと、左記のような内容が記されていた(写真2)。

- 規約
- 一 道場内の規律節制を重んじ武道の精神に違背する行為あるべからず
 - 二 道場出入の際は上座に向い敬礼すべし
 - 三 道場に入る者は洋服又袴を着用すべし
 - 四 道場内にて喫煙すべからず
 - 五 道場内にて履物を穿つ(着ける、はく、という意味)べからず
 - 六 道場一切の掲示類は留針を用い糊を用うべからず
 - 七 試合または稽古中は静粛を旨とし拍手喝采をすべからず
 - 八 稽古中休息の場合は正座し投足立膝等見苦しき態度を為すべからず
 - 九 稽古終わらしたるときは必ず用具を始末し乱雑なる取扱を為すべからず



写真1 無声堂で展示中の規約看板

十 道場内の用具を他に携出せんとするときは部長又は師範の承認を受くべし

大正六年十月二十六日
※読みやすいように現代の仮名遣いで表記しています。

規約の内容について、現在でも道場を使用する際のごく一般的なマナーとして理解できるものが多いですが、三つ目の規約に、道場に入る際の望ましい服装として「洋服」が挙げられており、明治から大正に至り、洋服を着るという習慣が一般にも浸透したことがうかがえます。

そしてもうひとつこの規約の文章で興味深いのが、一つ目の規約に見られる「武道」という言葉です。この「武道」という言葉は古くから存在したものではありません、同じ意味の用語として明治以前は「武芸」や「武術」という言葉が一般的に使用されており、剣道、柔道、弓道も、剣術、柔術、弓術などと呼ばれていました。

明治時代から使われはじめたこの「武道」という言葉の誕生には、近代柔道を創始し、日本の初代国際オリンピック委員会委員も務めた、教育家・嘉納治五郎(一八六〇〜一九三八)が深く関わっています(写真3)。嘉納は自身の道場である講道館を明治十五年に開き、旧来の柔術を新しい時代に適応させるべく、名称も新たに「柔道」を創始します。当時世間からは、柔術をはじめ武術全般

に対して、粗暴で野蛮なものというイメージが持たれていました。そのため、「術」は応用を意味するが、「道」は応用に対する原理を示す語であること、そして旧来のいくつかの流派では「柔道」という語がすでに用いられてきたことから、「柔術」ではなく新たに「柔道」としたとされています。

さらに嘉納は技の体系化や理論化、段位制の導入、試合のルールと審判規定の確立、そして女性部設立による女性層への普及といった新たな仕組みづくりに取り組んだり、柔道は精神の修養や人材の養成にもつながり、単なる武術には留まらない、という言論を発信していきます。その結果「柔道」は新しい時代の新しい競技として、その地位を確立していきました。こうした柔道が果たした近代化は、剣術、弓術といった他の武術にも影響を与え、明治末期から大正にかけて、他の武術においても名称に「道」が用いられるようになり、総称としての「武術」もやがて「武道」と呼ばれるようになっていきました。「武道」という言葉のように、あまり知られていませんが実は明治生まれ、というものが他にもたくさんあります。明治一五〇年の年も間もなく終わろうとしています。ぜひ館内を廻りながら見つけてみてください。

参考文献 井上俊 二〇〇四 「武道の誕生」吉川弘文館